

知的財産保護包括協力推進事業

令和6年度概算要求額 **1.0億円**（0.9億円）

特許庁総務部国際政策課

事業の内容

事業目的

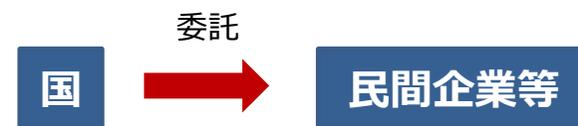
日本企業の多くが進出する中国において、中国政府との間に新たな知的財産権保護に関する協力枠組みを構築し、日中両国の産業財産権に関する専門家が共同で中長期的な知的財産に関わる共同研究等を実施することにより、中国知的財産法制度・運用（審査・エンフォースメント等）の適正化を目指す。更に、我が国企業の活動が活発な中国及び海外各国において、研究者による共同研究を通じて日本の制度への理解を深めるとともに、研究者のネットワークを活用して産業財産権制度に関する制度調和の推進を図ることを目的とする。

事業概要

（1）中国政府及び関係機関との協力により、知財管轄官庁が多岐にわたる中国政府に対して包括的に機関横断的な働きかけを行うため、知財法改正を支援する機関において産業財産権制度・運用における課題の抽出を行い、改善提案等を検討して中国政府関係機関への提言を行うとともに、知的財産法令・運用（審査・エンフォースメント等）の適正化に資する共同研究、セミナー開催、中国の政府知財担当官や知財法有識者の日本への招聘等を実施する。

（2）我が国の研究者を外国の研究機関に派遣、または国外の研究者を国内の研究機関に招へいし、日本を含む複数国間において産業財産権制度に関する制度調和が中期的に必要な課題について共同研究により調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

平成25年から令和6年までの11年間の事業であり、最終的には、

（1）知的財産権制度に関する共同研究を通じて、諸外国の制度・運用の適正化を図るため、中国政府関係機関等へ行う改善提案数を10以上とすること、（2）我が国企業が海外各国において活動しやすい産業財産権制度を構築するため、短期的には研究報告会への平均の参加者数20人を目指す。最終的には各研究者による産業財産権制度の制度調和に係る提言等の令和2年度からの累積数10件を目指す。